

自家発電早わかり ②

自家発電設備に対する保安規制の概要

5月号では、自家発電設備を設置・運用する際の主要な保安規制である電気事業法令、消防法令及び建築基準法令の概要を紹介します。

1. 電気事業法令による規制概要

電気事業法令では、自家発電設備を電気工作物の一つとして位置づけ、一定の出力等に応じ、事業用電気工作物として規制し、設置者に対して以下の保安規制を課しております。

(1) 技術基準への適合維持

自家発電設備を経済産業省令で定める技術基準に適合するよう維持することを義務づけています。

(2) 保安規程の作成、届出及び遵守

自家発電設備の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、経済産業大臣に届け出るとともに、保安規程を遵守することを義務づけています。

(3) 主任技術者の選任及び届出

自家発電設備の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、経済産業大臣に届け出ることを義務づけています。

(4) 工事計画の作成及び届出

経済産業省令で定める自家発電設備の設置又は変更の工事を行う場合、その工事の計画を経済産業大臣に届け出て、審査を受けることを義務づけています。

(5) 安全管理検査

(5.1) 使用前安全管理検査

① 使用前自主検査

工事計画の届出が必要な自家発電設備であっても、経済産業省令で定めるものを設置する場合、使用開始前に自主検査を行い、その結果を記録し、保存することを義務づけています。但し、内燃力発電所及び非常用予備発電装置は検査対象外とされています。

② 使用前安全管理審査

使用前自主検査が必要な事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査に係る体制について、工事計画に係るすべての工事が完了した時、経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けることを義務づけています。

(5.2) 定期安全管理検査

① 定期自主検査

ガスタービンなど一定以上の圧力が加えられる部分がある自家発電設備であって、経済産業省令で定めるものを設置した場合、定期に自主検査を行い、その結果を記録し、保存することを義務づけています。但し、内燃力発電所及び非常用予備発電装置は検査対象外とされています。

② 定期安全管理審査

定期自主検査が必要な事業用電気工作物を設置する者は、定期自主検査に係る体制について、定められた時期に、経済産業大臣の登録を受けたものが行う審査を受けることを義務づけています。

(6) 報告

定期報告として出力1,000kW以上の系統に連系する自家用発電所（常用自家発電設備）の運転状況を、また、特定の事故報告などを義務づけています。

(7) その他

出力1,000kW以上の発電用の自家用電気工作物を一般送配電事業者等（電力会社）が維持、運用する電線路と接続した時は、経済産業大臣に届け出ることを義務づけています。

2. 消防法令による規制概要

消防法令では、防火対象物（建築物）の用途、規模等に応じて消防用設備等を設置し、更に電源を必要とする屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等には、常用電源が停電した場合に備え、

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

非常電源を附置することが義務づけられています。その一つが自家発電設備です。また、自家発電設備は常用、非常用を問わず、市町村の火災予防条例により「使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」としての規制も受けます。消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備については、消防法令により火災予防の観点から、防火対象物の関係者に対して次の保安規制を課しています。

（１） 構造及び性能の基準

自家発電設備の構造及び性能について、省令及び告示で定める基準への適合を義務づけています。

（２） 設置の基準

自家発電設備の設置場所の条件及び各機器の保有距離は、省令で示す基準への適合を義務づけています。

（３） 届出及び検査

自家発電設備の設置工事について、工事着工前と工事完了後にそれぞれ消防機関への届出が義務づけられ、この届出は附置される消防用設備等の届出に付随して行われます。

設置の届出が行われると自家発電設備について、構造及び性能並びに設置状態が上記（１）及び（２）の基準に適合しているか否かの検査が消防機関により行われ、適合していると認められれば検査済証が交付されます。

（４） 点検及び報告

設置された自家発電設備が非常時に確実に作動し、消防用設備等に電力を供給できるよう、消防法令に基づく定期点検及び点検結果の報告を義務づけています。

（５） 危険物としての届出及び検査

自家発電設備に使用される液体燃料は、消防法令上の危険物として規制されていることから、貯蔵・取扱う量により許可申請や届出が義務づけられています。

貯蔵・取扱い量が指定数量以上の場合は消防法による危険物施設として許可申請を、指定数量の５分の１以上指定数量未満の場合は、市町村の火災予防条例により少量危険物の届出をそれぞれ消防機関宛に行う必要があります。

３．建築基準法令による規制概要

建築基準法令では、建築物の用途や規模等に応じ、

設置された建築設備の内、電源を必要とする排煙設備、非常用の照明装置等には、常用電源が停電した場合に備え、予備電源を設けることが義務づけられています。その一つが自家用発電装置（建築基準法の呼称。以下は「自家発電設備」という）です。

建築基準法令では、この自家発電設備の設置等に関し、建築主に対して以下の保安規制を課しています。

（１） 建築確認及び完了検査

建築主は、建築確認が必要な建築物を建築しようとする場合、その計画が建築基準関係規定に適合していることについて、建築主事、建築副主事又は指定確認検査機関に確認申請を行い、確認を受けることが義務づけられています。また、建築物の工事が完了した時は、完了検査の申請を行わなければなりません。

建築主事等は完了検査の申請を受けて、建築物が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合している時は検査済証を交付します。

建築物に対するこの規制は、建築物に設ける建築設備にも適用されます。なお、予備電源として自家発電設備が設置される場合は、自家発電設備に対しても適用されます。

（２） 建築物等の調査・検査及び報告

安全上、防火上特に重要なものとして政令で定める建築物又は特定行政庁が指定する建築物の所有者等は、建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期に建築士等に調査・検査（点検）をさせると共に、国等が所有するものを除いた民間の建築物等には、その結果の報告が義務づけられています。

（３） 建築物等の点検等の基準

定期点検等が必要な建築物等には、国土交通省告示で点検項目、方法、判定基準等が定められています。

自家発電設備の点検等の基準については、自家発電設備が設置される建築設備（排煙設備、非常用照明装置）の点検等の基準の中で定められています。

（４） 予備電源の構造

予備電源として設置される自家発電設備の具体的な構造については、国土交通省告示では基準が定められていません。そのため、消防法令で規定する非常電源の構造基準に適合するものが、建築基準法令に適合するものとして取り扱うことができるとされています。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。